

令和3年第1回（3月）定例町議会

（第3日 3月12日）

## 令和3年第1回（3月）西伊豆町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和3年3月12日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第14号 令和3年度 西伊豆町一般会計予算について  
日程第 2 議案第15号 令和3年度 西伊豆町国民健康保険特別会計予算について  
日程第 3 議案第16号 令和3年度 西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第 4 議案第17号 令和3年度 西伊豆町介護保険事業特別会計予算について  
日程第 5 議案第18号 令和3年度 西伊豆町水道事業会計予算について  
日程第 6 議案第19号 令和3年度 西伊豆町温泉事業会計予算について  
日程第 7 同意第 1号 西伊豆町教育委員会委員の任命について  
日程第 8 発議第 1号 西伊豆町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について  
日程第 9 常任委員会の閉会中の継続調査について  
日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番	堤	豊	君	3番	山本	智之	君
4番	芹澤	孝	君	5番	高橋	敬治	君
7番	山田	厚司	君	8番	西島	繁樹	君
9番	堤	和夫	君	10番	山本	榮	君
11番	増山	勇	君				

欠席議員（1名）

6番 加藤 勇 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 浄 晋 君	副町長	椿 隆 史 君
教育長	鈴木 秀 輝 君	総務課長	高木 光 一 君
まちづくり課長	長島 司 君	窓口税務課長	渡邊 貴 浩 君
健康福祉課長	白石 洋 巳 君	産業建設課長	松本 正 人 君
防災課長	佐野 浩 正 君	環境課長	鈴木 昇 生 君
会計課長	森 健 君	企業課長	村松 圭 吾 君
教育委員会 教務局長	真野 隆 弘 君		

---

職務のため出席した者

議会事務局長	大谷 きよみ	書記	山本 征 司
--------	--------	----	--------

---

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、9名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎議案第14号の副委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第1、議案第14号 令和3年度西伊豆町一般会計予算を議題とします。

副委員長の報告を求めます。

第1常任副委員長、芹澤孝君。

〔第1常任副委員長 芹澤孝君登壇〕

○第1常任副委員長（芹澤 孝君） 第1常任副委員長報告。

令和3年度西伊豆町一般会計予算案に対して、議案第14号 令和3年度西伊豆町一般会計予算は、3月3日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。議会会議規則第71条の規定により、第1・第2常任委員会連合審査会を3月4日及び3月5日に、町長、副町長、教育長及び関係課長・局長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

令和3年度西伊豆町一般会計予算は骨格予算としたことから総額55億7,000万円で、前年度比13億3,000万円の減額となっています。

歳入を見ますと、自主財源は22億1,764万4,000円とし、前年度比11億9,773万円の減額となっています。

その主な要因は、ふるさと応援寄付金を前年度の10億円から2億円としたことにより、寄付金が前年度比8億12万8,000円の減、繰入金前年度比3億7,585万3,000円の減となると同

時に、コロナによる景気低迷を受け町税が1億2,059万8,000円減収となったことです。

また、依存財源も33億5,235万6,000円と前年度比1億3,227万円の減額となっています。

主な要因は、津波防災ステーション工事並びに津波避難タワー等整備事業及び道路施設長寿命化事業が減額となったことから、これらの工事費に対する補助金を含む国庫支出金6,641万4,000円の減、県支出金8,259万6,000円の減及び町債3,730万円の減となったことによるものです。

しかしながら、今年度は新たに、町民税、固定資産税の減収に対して、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金5,300万円並びに新型コロナウイルスワクチン接種に関わる国庫支出金4,260万1,000円が措置されています。

歳出を見ますと、人件費などの義務的経費を含めた経常的経費は40億7,815万6,000円で前年度比3億9,345万5,000円の減額となっています。

主な要因は、備品購入費、委託料等を含む物件費が前年度比3億645万1,000円の減、補助費等が前年度比7,844万1,000円の減となったことです。

次に投資的経費は、6億106万4,000円で前年度比2億1,864万5,000円の減額となっています。

主な要因は、普通建設事業費に含まれる既述の津波防災ステーション工事費及び津波避難タワー等整備事業費の減並びに橋梁長寿命化大型工事1件及び田子安良里線法面工事の完工により、補助事業費が前年度比2億9,675万5,000円の減となったことです。

また、基金積立金は3億6,704万4,000円で、前年度比7億279万2,000円と大きな減額となりましたが、主要因は、歳入のふるさと応援寄付金を大幅に減額したことによります。

以上が令和3年度一般会計予算案の主要編成です。

審査会は各担当課長、局長より歳入歳出の説明を受けた後、質疑を行いました。

主な質疑は以下のとおりです。

- 1 質疑 個人町民税の特別徴収率は99パーセントとの説明があったが、特別徴収は給与天引きか年金引落としであるから常に100パーセントではないのか。

回答 今年度コロナ減免で徴収猶予の制度があります。

既に事業所の中には収納を延期してくださいとの申し出がありますので、その分も含めて1パーセント減と見込んでいます。

- 2 質疑 サンセットコインの5パーセント還元事業は、町民にとってどのような利益となるのか。

回答 スーパー、飲食店などサンセットコイン事業加盟店でサンセットコインを使うと、使った金額の5パーセントがキャッシュバックされますので、使えば使うほど町民の方にとっては利益になります。

3 質疑 地籍調査は順調に進んでいるのか。

回答 現在実施箇所は、殆どが田畑で家屋が少ないので、もめ事に発展する案件はほぼなく順調に進んでいます。

今後は住家が多くなり各主張がでてくることも考えられるので、注意深く見守っていく必要があります。

4 質疑 O A機器借上料、システム使用料が多額だが、リースではなく、購入にしたほうが良いのではないか。

回答 O A機器の更新のスパンは短く早いので、更新のサイクルにリースの方が対応しやすいこと、購入した場合は廃棄処理の手間や手数料などを考えるとリースの方が良いと考えます。

5 質疑 高齢者タクシー利用助成事業は、あまり知られておらず利用者が少ないが、今後の広報の仕方についての考えは。

回答 高齢者サロンや老人会の会合等へ出向いて、この事業について説明する必要があるのではないかと考えています。

6 質疑 福祉タクシーの導入計画はどうなっているのか。

回答 社協と連携して、ボランティアによる移動支援、買い物支援の実証実験を来年度に向けて、町内の各所で行う予定です。

できるだけ事業が確立されるように社協を応援していきます。

7 質疑 ひとり親家庭医療費助成と、すくすく医療費助成の違いは。

回答 ひとり親家庭の19歳から20歳までの児童は、病院などの窓口では償還払いとなっており、一旦にせよ現金を支払う負担がありますが、18歳以下のひとり親家庭の児童は、対象者が同様のすくすく医療費助成と同じく現物給付となり、窓口の支払いがありません。

8 質疑 シルバー人材センターは会員数が少ないと国県の補助がなくなるので危惧しているが状況は。

回答 当町の場合、会員は3年間平均で100人以上が必要です。

会員の確保は強くお願いしていますが、高齢化で働ける人が少なくなっているの

が現状です。

- 9 質疑 不妊、不育症治療費助成金315万円だが少子化対策として重要であるので拡充できないか。

回答 利用者が毎年変動するので一定しませんが、当町の場合15万円で10回まで助成しており、県の制度より使いやすいと思いますので、当面現状のままとしたいと考えています。

実績は、平成25年から8人の出産となっています。

- 10 質疑 水門、門扉の点検業務を町外の業者に依頼して、毎年1,500万円前後の支払いをしているが、町内の業者ではできないのか。

回答 工作物が特殊ですので、工事を請け負った業者に点検を依頼していますが、町内の業者でできるのか、分割しての委託ができるのかを確認してみます。

- 11 質疑 前年度ふるさと納税10億円見込みに対して宣伝費1,034万円、今年度は2億円の見込み額に対して929万5,000円と、見込み額は大きく下がったのに宣伝費はさほど下がっていないのは何故か。

回答 見込み額は2億円としていますが、目標としてはもっと行かなければ財源確保ができませんので、宣伝費を削らずにしっかりと宣伝をするためです。

- 12 質疑 非常備消防団員の処遇改善をして報酬を上げ、なり手不足を解消するべきではないか。

回答 当町の場合、団員になる年代の絶対数が不足していることが要因と考えていますが、報酬については国の基準に達していないので、今後改善する必要があると思います。

- 13 質疑 西伊豆町既存施設解体のスケジュールは。

回答 コロナワクチン接種で健康増進センターを使用するため、西伊豆中体育館を代替え施設とします。

現在のところ体育館解体は、ワクチン接種完了後の8月か9月になると考えています。その他の施設は体育館解体後になります。

- 14 質疑 高校1年生の給付型奨学金、月額1万円は低すぎるので上げることはできないのか。

回答 3年間継続して頑張っ欲しいので、2年生1万5,000円、3年生2万円と増額しますし、3年間で見ますと50万円を越す額が町から給付されることになりますの

で、ご理解をお願いします。

- 15 質疑 パートタイム職員による窓口業務が4時に終わる、住民サービスが低下しているのではないか。

回答 窓口税務課などと協議すると共に現場から聞き取り調査をした結果、現状で業務が行えると判断しました。

- 16 質疑 複式学級解消のための職員確保の見通しは。

回答 退職者に頼っていますが、65歳での教員免許を更新しない方が多く、今年度は何かと2人確保できました。

何年か後には4人必要となりますが、確保できるかどうかわかりません。

- 17 質疑 将来は小中一貫校の4、3、2制の考えだが、少人数では力関係が固定化し小1から、中3まで継続していじめられることがあるが、この制度で支障ないか。

回答 少人数の方が先生が目が行き届き、小中一貫校に於いては小学校高学年で教科により先生が変わるなど多くの先生の視点で観察できるメリットがあります。

以上です。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上です。

○議長（山本智之君） 第1常任副委員長の報告が終わりました。

これより、副委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 継続事業で進められている津波防災ステーションについて、この1点、私は以前から主張してますように、西伊豆町ではこうした整備は不必要だというふうに考えて反対をいたします。

以上です。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私は、委員長報告に賛成の立場から討論をします。増山議員からは、防災ステーションの反対ということで、理由が申し述べられましたら、安心・安全な町を造るということで、前町長からのずっと継続してやられている事業であります。そして今回も、この予算は町長選があるため、基本予算と、総額の基本予算となっておりますので、賛成いたします。

○議長（山本智之君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

本案に対する副委員長の報告は、原案可決です。

議案第14号 令和3年度西伊豆町一般会計予算は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、議案第14号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の副委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第2、議案第15号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

副委員長の報告を求めます。

第1常任副委員長、芹澤孝君。

〔第1常任副委員長 芹澤孝君登壇〕

○第1常任副委員長（芹澤 孝君） 第1常任副委員長報告。令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算案に対して。

議案第15号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算は、3月3日の本会議におい

て、第1常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3月5日に町長、窓口税務課長、健康福祉課長、主幹兼医療保険係長、介護保険主任保健師の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

令和3年2月1日現在の国民健康保険加入人員は2,301人で、前年同時期と比べ37人の減となっています。

加入人員の内、65歳以上75歳未満の前期高齢者1,324人の占める割合は57.5パーセントです。

令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算の総額は12億3,000万円で、前年度予算額と比べて1,500万円の減額となっています。

歳入は、国民健康保険税1億5,820万6,000円、県支出金9億2,215万1,000円、繰入金1億3,861万円が主なものとなっています。

歳出は、保険給付費9億844万3,000円、国民健康保険事業費納付金2億5,866万3,000円、保健事業費1,974万1,000円が主なものとなっています。

なお、令和2年度末の国民健康保険事業基金の残高見込みは、約3億7,070万円程度となる見込みです。

主な質疑は、以下のとおりです。

- 1 質疑 国民健康保険災害臨時特例補助金は災害時の保険料減免に使うとのことだが、どのような場合適用されるのか。  
回答 東日本大震災のような大きな災害の場合に適用され、国からの通達によります。
- 2 質疑 県支出金の普通交付金が前年度比1,700万円ほど減額になっているが何故か。  
回答 前年度医療給付費が下がったので、それに比例して減額となりました。
- 3 質疑 脳ドック助成と特定健診は関連しているのか。  
回答 特定健診の受診率を上げたいので、脳ドックは特定健診を受けることを条件としています。
- 4 質疑 高額医療費資金貸付金の利用者はいるのか。  
回答 減額額適用認定証により月毎の支払いがさほど高額になりませんので、利用者は殆どいません。
- 5 質疑 市町国保事業は広域化により県が運営主体になったが、運営の統一化は進んでいるのか。

回答 各市町、法定外繰り入れが有る無いなど事業の内容が異なりますので、事業の統一は難しい状況です。

以上、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（山本智之君） 第1常任副委員長の報告が終わりました。

これより、副委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

本案に対する副委員長の報告は、原案可決です。

議案第15号 令和3年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第15号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第16号の副委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第3、議案第16号 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

副委員長の報告を求めます。

第1常任副委員長、芹澤孝君。

〔第1常任副委員長 芹澤孝君登壇〕

○第1常任副委員長（芹澤 孝君） 第1常任副委員長報告。令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算案に対して。

議案16号 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、3月3日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3月5日に町長、窓口税務課長、健康福祉課長、主幹兼医療保険係長、介護保険係主任保健師の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

令和3年2月1日現在の加入者は2,115人で、前年同時期と比べ60人減少としています。

令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の総額は3億420万円で、前年度予算額と比べて270万円の増額となっています。

歳入は、保険料1億814万2,000円、一般会計繰入金1億9,571万8,000円が主なものとなっています。

歳出は、総務費246万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金3億138万3,000円が主なものとなっています。

1 質疑 後期高齢者保険加入者と国保加入者ではどちらの加入者が多いのか。

回答 後期高齢者保険加入者が2,115人で国保が2,301人ですので、国保加入者の方が多いです。

以上、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定をしました。

○議長（山本智之君） 第1常任副委員長の報告が終わりました。

これより、副委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

本案に対する副委員長の報告は、原案可決です。

議案第16号 令和3年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第16号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の副委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第4、議案第17号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

副委員長の報告を求めます。

第1常任副委員長、芹澤孝君。

〔第1常任副委員長 芹澤孝君登壇〕

○第1常任副委員長（芹澤 孝君） 第1常任副委員長報告。令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算案に対して。

議案17号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算は、3月3日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3月5日に、町長・窓口税務課長・健康福祉課長、主幹兼医療保険係長、介護保険係主任保健師の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算の総額は13億8,700万円で、前年度予算額と比べて1億1,100万円の減となっています。

歳入は、保険料2億6,430万円、国庫支出金3億4,640万7,000円、支払基金交付金3億6,014万5,000円、県支出金1億9,770万7,000円、繰入金2億1,812万7,000円が主なものとなってい

ます。

歳出は、総務費2,960万9,000円、保険給付費12億9,423万4,000円、地域支援事業費6,125万7,000円が主なものとなっています。

なお、令和3年1月1日現在の介護認定者数の状況は、要支援者111人、要介護者524人で合計635人となり、昨年同時期と比べ33人の減となっています。

また、令和2年度末の介護給付等支払準備基金の残高見込みは、約1億7,360万円程度となる見込みです。

主な質疑は、以下のとおりです。

- 1 質疑 補正予算でコロナ減免の介護保険災害等臨時特例補助金が在ったが本予算書には無い。

国保同様に科目存置しておくべきではないか。

回答 コロナ減免の特例は3月31日まで有効期限がありますが、仮に延長になった場合には補正予算で対処したいと思います。

- 2 質疑 居宅介護住宅改修での業者に対する要件は。

回答 2つの業者から見積もりを取ることになっています。

業者は町内、町外を問いません。

- 3 質疑 住宅リフォーム助成と居宅介護住宅改修補助の2つの事業を同時に利用することはできるのか。。

回答 改修工事が、それぞれの目的別であることが明確になっていれば可能です。

- 4 質疑 介護予防としてラジオ体操は定着したが更なる介護予防を考えているか。

回答 来年度より医師、看護師、管理栄養士の方が地域のサロン等に出向いて介護予防プラス食の重要性について説明を行うことを考えています。

以上、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（山本智之君） 第1常任副委員長の報告が終わりました。

これより、副委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 3番の質疑で、住宅リフォーム助成と居宅介護住宅改修補助の2つの事業を同時に利用することができるかっていう質疑に対して、具体的には今までどんな実績があったのかと、もう1つ、それぞれ目的別であることが明確になっていれば可能ですとい

う答えなんですけども、この目的別というのは具体的にどういうことなのか、お尋ねいたします。

○議長（山本智之君） 第1常任副委員長、芹澤孝君。

○第1常任副委員長（芹澤 孝君） その件に関しましては、私が知識が、知識と答弁材料を持ち合わせていません。従いまして、納得できる答弁をすることはできないと思いますので、担当課長の答弁をお願いします。

○議長（山本智之君） できないです。

質疑ほかにございますか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

本案に対する副委員長の報告は、原案可決です。

議案第17号 令和3年度西伊豆町介護保険事業特別会計予算は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第17号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時14分

---

◎議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、議案第18号 令和3年度西伊豆町水道事業会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、堤豊君。

[第2常任委員長 堤豊君登壇]

○第2常任委員長（堤 豊君） それでは報告いたします。令和3年度西伊豆町水道事業会計予算案に対する常任委員長報告。

議案第18号 令和3年度西伊豆町水道事業会計予算は、3月3日の本会議において、第2常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3月5日に副町長・企業課長・企業課主幹・業務係長・水道温泉係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

令和3年度西伊豆町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出は、収入が2億325万6,000円で、前年度と比べて1,471万2,000円の減額、支出は1億9,170万9,000円で、前年度と比べて1,261万3,000円の減額となっています。

資本的収入及び支出は、収入は、他会計からの繰入金366万円が主で、合計366万2,000円となっています。

支出は、建設改良費で、岩谷戸地区水道本管布設工事1,800万円、一色内水道本管布設替工事1,258万円、配水池耐震診断業務委託（田子地区）1,098万円などで、6,153万5,000円、企業債償還金728万6,000円、予備費6,000万円で、失礼しました予備費600万円で、合計7,482万1,000円となっています。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,115万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額555万4,000円、当年度分損益勘定留保資金4,994万3,000円、建設改良積立金取り崩し額1,566万2,000円で補填する内容となっています。

主な質疑は、以下のとおりです。

- 1 質疑 コロナ禍で、水道業者の廃業はあったのか。また、水道工事への影響はあったのか。

回答 前年度は2社廃業しましたが、今年度はありません。業者は減っていますが、町としては水道組合を通じて工事の発注をするなどして協力をしています。

2 質疑 施設や本管の工事をするために、水道料金の見直しはしないのか。

回答 令和3年度地震対策事業費の耐震診断委託が、3年計画の最終年度です。この診断結果を踏まえ令和4年度に水道ビジョンの見直しをするため、その計画によっては料金の見直しを検討していく必要があります。

以上、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（山本智之君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第18号 令和3年度西伊豆町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第19号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第6、議案第19号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、堤豊君。

〔第2常任委員長 堤豊君登壇〕

○第2常任委員長（堤 豊君） それでは令和3年度西伊豆町温泉事業会計予算案に対する常任委員長報告をいたします。

議案第19号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計予算は、3月3日の本会議において、第2常任委員会に付託となりました。

当委員会は、3月5日に副町長・企業課長・企業課主幹・業務係長・水道温泉係長の出席を求め審査会を開催しましたので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

令和3年度西伊豆町温泉事業会計予算は、収益的収入及び支出は、収入が9,000飛んで14万6,000円で、前年度と比べて53万9,000円の減額、支出は8,796万5,000円で、前年度と比べて190万6,000円の増額となっています。

資本的収入及び支出は、収入は536万7,000円で前年度と比べて536万5,000円の増額となっています。これは、柵宜の畑温泉貯湯槽改修工事に伴い、柵宜の畑温泉組合が工事費の2分の1を負担するためです。

支出は、建設改良費においては、柵宜の畑温泉貯湯槽改修工事が主で1,273万9,000円、予備費200万円など合計1,474万1,000円となっています。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額937万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67万1,000円、過年度分損益勘定留保資金870万3,000円で補填する内容となっております。

主な質疑は、以下のとおりです。

1 質疑 柵宜ノ畑温泉の権利と負担金については。

回答 柵宜ノ畑温泉は町と区の温泉組合と半々で共同経営を行っているため、管理、運営等の経費の2分の1を負担してもらっています。今回の工事費も2分の1を負担してもらいます。

2 質疑 固定資産除去費は何を除去するのか。

回答 この3年間で配当ポンプをインバーター化したので、取替をしたポンプ8台を除去するものです。

3 質疑 コロナ禍の中で、温泉収入の影響はあったのか。

回答 大口利用者の温泉料金は定額制のため、影響はほとんどありませんでした。

以上、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（山本智之君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

原案に対する委員長の報告は、原案可決です。

議案第19号 令和3年度西伊豆町温泉事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明・質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第7、同意第1号 西伊豆町教育委員会委員の任命についてを議

題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 同意第1号 西伊豆町教育委員会委員の任命について

下記の者を西伊豆町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 西伊豆町中174番地の1

氏 名 高橋 浩

生年月日 昭和27年4月15日

令和3年3月2日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由につきましては、高橋浩氏が令和3年5月15日に任期満了となるため、再任をお願いしたいものでございます。履歴につきましては、添付してございますのでご覧いただければと思います。

よろしくご同義のほど、よろしく申し上げます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第1号 西伊豆町教育委員会委員の任命については、これに同意することに、賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、同意第1号は、同意することに決定しました。

---

### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第8、発議第1号 西伊豆町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を堤豊君に求めます。

1番、堤豊君。

[1番 堤豊君登壇]

○1番（堤 豊君） 発議第1号 西伊豆町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治体（昭和22年法律第67号）第112条及び西伊豆町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出します。

令和3年3月2日 提出。

西伊豆町議会議長 山本智之様。

提出者 西伊豆町議会議員 堤豊。

それでは説明いたします。

発議第1号 西伊豆町議会議員の定数を定める条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

[提案理由]

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるい、経済活動に大きな打撃を与えています。日本国内においても、コロナ禍にあって「GOTOトラベル」も全国一斉に一時停止が決まり、経済活動もブレーキがかかりました。

静岡県内においても、観光、商工業者にもコロナ禍の影響は大きく、民間企業では資金繰りが悪化し、経済環境は非常に厳しい状況にあります。

議員の役割は、議員が代表する個別の住民利益を図ることではありません。それぞれの付託を受けた住民の意見を背景に最善の政策の実現を図ることだと私は考えます。

西伊豆町議会は、平成20年12月定例会において、議員定数を14名から11名に削減し、現在に至っております。

議員の定数をどのように定めることが適当であるかは非常に難しい問題であります。

町の人口規模を考慮して、これにある程度比例し議会の定数を定める必要があると思います。

賀茂郡下の定数と議員一人当たりの住民人口を見ますと、東伊豆町が定数12名、一人当たり約973名、河津町が定数11名、一人当たり約624名、南伊豆町が定数11名、一人当たり約721名、松崎町が定数8名、一人当たり約775名の現況であります。

西伊豆町の人口を勘案しますと、定数11名で1人あたり約665名となり、定数10名ですと、一人あたり約731名となります。

少子高齢化、人口減少が進む中で、定数10名が妥当と考えます。また、約2年前に欠員が出て以降、10名体制でおこなってきました。

町の声は、10名体制で頑張れとの声が多く、期待に応えたいです。

以上より、町民の多くの声を反映させ、議員定数11名を10名に削減する議員定数条例改正案を提出させていただきます。

以上です。

次のページ、2ページです。

西伊豆町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

西伊豆町議会議員の定数を定める条例（平成20年西伊豆町条例第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「11人」を「10人」に定める。

附則

この条例は、交付の日から施行し、この条例の施行日以降、初めてその期日を告示される一般選挙から適用するということになります。

発表終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） それでは提案理由について3点、お伺いいたします。まず1点目、冒頭にあります新型コロナウイルス感染症で始まり、経済環境が非常に厳しい状況にあるというふうにありますけれども、議員定数削減理由とどのような関係にあるのか。これが1点目です。2点目、議員の役割はから始まる考え方と、今回の提案理由との関連について質問します。

それから、3番目、町民の声は10名体制で頑張れという声が多くとありますが、多いとはどの程度の数を指しているのか。この3点についてお答えください。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 背景につきましては現在我が西伊豆町の1番目の質問、背景は関係ないんじゃないかと言うんですが、私は逆にこういう環境の中で議員活動をしているということは非常に重要なことだと考え、コロナ、県内、我々の役割を説明させていただきました。

2番、町民の声ということは、私も町民の声を聞くために、区長さん、私の知り合いの、そういう代表になるような方々に一応まわってまいりました。多い少ないという声もいろいろありましたが、私の聴取した人間からは、今まで11名が10名でやってきたんじゃないかと。2年間やってきて、また元に戻すというのはいかがなものかと。その10名で頑張って、そしてこれ以上減らすことがないようにやったらどうかというような意見が多いもので、私の提案理由というか10名体制としました。

2番目の質問がすみません、ちょっと聞き取れなかったんで、どういう質問でしょうか。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） いや、少なくとも1番は答えになっていない。ですからもう一度願います。2番の質問は、議員の役割はから始まって、議員が代表する云々、これの実現を図ることだと考えています。これと今回の提案、削減理由との関連を求めています。それから3番目、多いというのはどれぐらいの数かと聞いているわけです。その数の根拠を示してください。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 数の根拠はありません。数の根拠はそういう皆さま方に、こういうのをお聞きしたということで、何名と答えられることは不可能です。私は提案しているのは、11名を10名にということで回答してるんです。だからそういうことでやっておるわけです。じゃあ、11名の賛成の方がいるという事も私は、今度皆さんにうんと大きな声を上げてやらさ

させていただきます。

あと、定員のこれについては実は根拠はありません。決めるはないんです。10名が8名、7名がと言っても、そういう根拠は私は調べたらありませんでした。みんなが、我々が議会が決めることだというふうに、回答がありましたもので、私はそのような形の背景でお答をしております。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 議長全く答えになっていないので、もういっぺん求めてください。それから2番目に、議員の役割から始まるものと提案理由とどういう関連があるかという質問には答えていないので、もう一度答えさせてください。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） じゃあ、これがまた高橋議員さんにお答になっているかどうかわかりませんが、これについても答えに近いと思いますから発表させていただきます。

議会は条例等の議決権、及び行政執行の適正確保のため、監視権を付与されています。議会の機能発揮の担い手の地位を権限が付与されています。議員の役割は議員が代表する個々の住民の実現を図ることではありません。それぞれ付託された、付託を受けた住民の意思を背景に最善の政策実現を図るため、議会は一致団結して首長と議論していくのが、本来の役割であるというふうに、諸々には書いてありました。

私はこれにつきましては、その通りだということで、今回の提案理由と一つとさせていただきます。それと定数のあれというのは、私はいろいろほんとに調べてみましたが、ありません。根拠は。過去の人のあれはいっぱいありましたもので、14名から11名になった理由とかそういうのは私なりに全部納得しておりますが、今回のこれについては、11名を10名にするという提案でございまして。

高橋さんのお答、私に対する回答を、どういう回答を求めているかわかりませんが、私は11名を10名にするということのあれを町民の声を代表して、今回提案させていただくということしか回答ができません。

○議長（山本智之君） 高橋議員、よろしいですか。

はい。

ほかに、ございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 堤議員に、逆にですね、定数を増やそうという意見はなかったのかと

いうのを第1点にお聞きします。逆に、定数削減のほうを主張されていますけども、定数を増やすという考え方はなかったのかということをお聞きします。

そして、2点目は、冒頭のコロナ禍で経済事情云々と言ってますけども、私達の議会の議員の定数には直接関係ないのではなかと思うんで、再度お答えください。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 非常にこの1名増やすという意見は私の堤豊の情報網に持ってして増やせというあれは、ありませんでした。それであと2番目。我々議会は、議会で単独でこうする、ああするじゃなくて、この経済環境、この西伊豆町が潰れたらどうするんですか。私らも倒産じゃないですか。経済があつて初めて我々行政もあり、我々議会も選任されているんじゃないですか。経済環境のそれがあつて、理解できなくしてどうしてやるんですか。駄目です。そんなことを言っちゃあ。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 反論するわけじゃないですけども、堤議員、地方財政法というのを、十分に理解された上での発言なんでしょうか。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 十分に理解はしておりません。十分にその地方財政法のそこまではすみません、勉強しておりません。ただ経済が大事だということは、わかるでしょう。私の言っていることはおかしいこと言っていますか。経済情勢が、我が町はふるさと納税とかそういうのがあつて、意外にありますけども、今違うじゃないですか、どんどんどんどん。展開してるんですよ、よその町は。

○議長（山本智之君） 堤豊議員。堤豊議員、マイクを向いて。

○1番（堤 豊君） じゃあ、こちらの人が言っているから、まあそういうことで、我が町はそれなりできる体制がありますけども、ほかの他市町村がいかがですか。今回のこれで見たって、みんな骨格予算とかそういうのも、我々はあれですけど、みんな削減削減で厳しいスタートをしようとしているじゃないですか。だから、別に議員を増やす減らすというのは根拠が実はありませんでした。調べても。それで前のこの14名を11名にする時に、いやー11名じゃない、10名にしろという議員もあれを見たら記録もありました。

それはちょっとやりすぎかなと思ったんですけど年数が経ってみると人口は減少してしまっている。少子高齢化である。議員の定数だけが残っちゃって、あれがなかったら我々議員の存在感っていうのはなくなっちゃうじゃないですか。違うんですかね。

○議長（山本智之君） 増山勇君。いいですか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） あの、どうも議論にならないみたいですが、だから先ほど一番最初の、高橋議員の答弁の中にいろいろ住民から聞いてきたと。このままでいいよという方もいらっしゃったというふうに堤議員が発言されていますのでね、その比率というか、そこまで求めないですけど、どんな感じだったのかなというのを再度、答弁を求めます。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 情報をどういうふうに。もう一回言っている意味がわからないので、情報を何ですか。どのような形で合計何人とかそういう質問ですか。ちょっと質問の内容がわかりません。

○議長（山本智之君） 増山勇君。じゃあもう一度ゆっくりと説明してください。

○11番（増山 勇君） ですから、最初に堤議員が、町民でいろいろ聞いた時に、今の定数でいいよと言う方もいたというふうに発言されたんでね、どれくらいの程度あったのかを聞いているんです。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） ほとんどの方は、11名の議員定数で我々やってきましたが、約2年前に我々のあの先人の方がお亡くなりになりました。10名でやっていこうじゃないかということで、私らは走ってきました。それに対してまた選挙が我々の町長選もある、町会議員の選挙もある。そういう中で、私は何よりもあまり議員数を減らしても、いろんな委員会があって、私もそれもうんと考えました。いろんな人にも意見を聞きに歩きました。でも10名で君たちはやってきたのに、なんでまた11名でこの2年に遡ってやろうとするんだ。それは経費の問題とかいろんなのがあるから、また議員さん達がみんながんばってやれば、いろんな回答も10名体制でできるはずだと。ただし、これ以上減らすことはという意見が私に入ってきた。これをちょっとこう言い方をしましたが、あまり減らしすぎるなというのを私ちょっと10名ということに拘ったみたいな言い方でしたが、そういう意味で回答しました。

○議長（山本智之君） その割合は、今、増山勇君の答えに対しての答えということで、今割合とかがどのくらいいたかということですので、それについて思っていることであるもので、答えていただきたい。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 割合とかそういうのはわかりません。私もそんな全町民に聞いて歩いた

わけじゃないのですから。代表的なそういう私の持っている情報網、区長さんを始め、いろんな諸団体のそういう人達に聞いた結果がという意味でございまして、選挙をやればわかることですから、この回答は。

○議長（山本智之君） 増山議員、よろしいですか。

ほかに、ございますか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 堤議員のこの発議の案の中に、各町の中で一人当たりの議員に対する有権者の数が書いてあるんだけど、先ほどから聞いているとその議員定数については根拠がないと言われているんだけど、けどじゃあどうして根拠がないのに、これを後ろ盾とするような、これを根拠とするようなあれになっている、主張になっているのは、そのへんを。

○議長（山本智之君） 1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） それに対してお答えします。この議員定数は、何名がというあれは私も調べました。明確な理論的な根拠はありませんでした。それは議会が我々が11名体制を実質的には10名、11名いませんけど、亡くなった方を合わせると11名でしたが、そういうことを議員が何人必要なのか。そういう町民の期待に応えられるかどうかということを考えて定数というのは定めるべきであるということでございますので、参考までに私なりにこの他市町村のやつを調べたら、平均値がその10名ぐらいでいいのかなという数字になりましたもので、このあたりでやったらどうかということの提案理由という意味でさせていただきました。ちょっと言っているあれの明確的な論理的な根拠はありません。10名が正しいのか、11名が正しいのかという正確な回答はできません。これは皆さんで我々が決めることだと思います。

○議長（山本智之君） 堤豊議員、その判断材料として、各町のこの人口割に対しての定数を出したいということですか。

はい。堤豊君。

○1番（堤 豊君） おっしゃるとおり、考慮してということで町の人口規模を考慮してある程度比例という、やっぱり町の人口のこのへんもやっぱり人口減少、それから少子高齢化のこういうものを少子の子供さんは選挙には関係ありませんが、比例しての議会の定める必要があることは間違いのないということでございますので、参考までに私が調べたあれですと、ここに書いてあるように住民人口見て、東伊豆町は12名、河津町は11名、それから南伊豆町は11名、それで松崎町ということで、定数一人当たりのということがありますので、私が先ほどから言っている提案理由の一つの大きな理由としては、11名だと1人あたり665名にな

ります。10人ですと1人あたり731名というのはこの平均値、先に説明したそれに近いものじゃないかなということで、その提案理由の一つとさせていただきます。

○議長（山本智之君） 芹澤議員、よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 5番、高橋。私は発議、第1号西伊豆町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について反対の立場で討論を行います。

提案理由にあるように、議員定数をどのように定めることが適当であるかは非常に難しい問題であります。議員定数についていろんな理論的根拠、あるべく規準が明示されていればよいのですが、残念ながらありません。それゆえに今回の議案のように、人口規模のみをもって決めるのは大変危険であり、理解しがたいことです。

また、町民の声は10名体制で頑張れとの声が多くとの理由を上げておりますが、何をもちて声が多いのか残念ながら根拠が明確ではありません。議会は減少した議員数でも運営できますから、弊害が生じないような印象を議員や住民に与えているのかもしれませんが、議員が減れば批判、監視機能が確実に低下するのに、それが表面化していないだけかもしれません。

議員定数は議員選挙に及ぼす影響は大であり、少なくとも議員選挙の1年前にはアンケートやパブリックコメントなりで住民からの意見を聞き、住民と共に考え、その上で町議会として議員定数の適性な水準とその根拠などを明確にし、町民に対し説明するとともに、遅くとも、選挙4ヶ月前の12月定例会までに提案する必要があると私は考えます。

今回の議員定数削減案は2月4日の全員協議会終了後に唐突に出されたもので、各議員の考え方がわずかな時間の中で示されたのみで、十分に議論、検討なされたとは到底言い難く、一部の住民からは選挙のためのパフォーマンスとの指摘もあります。当局からの議案などに対し、我々はよく説明不足という言葉をお口にしますが、今回の議員定数削減案については、まさに我々も住民に対し説明不足という言葉があてはまるのではないのでしょうか。水面下で

は既に選挙戦に入っていると思われる中での今回の発議に対し、議論不十分で説明不足の上、改正時期が不適切であることも合わせて、この発議に反対するものであります。

以上。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 発議第1号に対し、賛成の立場で討論します。議員定数問題を検討する中で全国的な傾向を見ると、ほぼ100パーセント近い率で削減という状況になっております。議員定数の決め方においては、平成23年の地方自治法の改正により、各町村議会が定数を条例で定めるというみの規定となり、合理的な基準がないとされていますので、各自治体の判断となりますが、住民の声を踏まえながら決定することが好ましいと言われ、私もそのように考えております。

今回の提案に賛成する第1の理由は、さまざまな要因を踏まえ現状での改革を選択しなければならない場合、10人という定数が妥当であると考えからであります。前回、定数削減を行った平成20年の提案理由にも、人口要因が上げられ、1議員あたり約920人で定数を定めるとありました。今回は、急速に進む人口減少社会の現状に加え、近隣市町の状況を考慮した横並び的な要因、社会情勢を鑑みて、住民感情に寄り添う中での財政的要因が上げられている点も理解できるものです。

また、もう一つの要因としては、住民に託された議会本来の二元代表民主制、議会の役割、機能を維持することが可能な定数を考えた場合、10人は確保しなければならないと考えているからです。確かに議員定数の検討の際には一方で議員のなり手不足の問題があり、その一因として議員報酬の件も上げられ、同時に検討すべきとの意見も多くあります。しかし、これらは賀茂郡下の他の町も含め多くの小規模自治体で問われている問題であり、将来的に解決しなければならないんですが、現状では、解決はまだ先であり、また西伊豆町のように財政力の脆弱な町で住民の理解を得るには、多くの時間が必要と思います。

まずは議員自ら切磋琢磨して、議員の役割、議会の役割を全うして住民の信頼を得てから報酬等の問題解決に繋げていければと考えます。そのために最低10人が必要で、その人数で様々な議員活動は可能であると考えています。以上の理由により、私は発議第1号に賛成いたします。

○議長（山本智之君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 11番です。定数削減の案に反対の立場で討論いたします。そもそも、その提案は、非常に1ヶ月後に我々の選挙が控えているにも関わらず、唐突に出してきた。十分な議論が議員同士でもされていない。また、町民の間でも、そういった声というのを十分に練られてきていなんじゃないかという点が第1点です。そして、議会改革というふうに捉えると、1つは先ほど山田議員も言われたように、議員の報酬を引き上げることが私は必要だと思います。そして若い人達が立候補しやすいような仕組みを作ること。2つ目は、女性の議員をぜひこの議場にも参加してほしい。そしてそういったことを進めることが先であり、議員定数削減というのがあまりにも、私達議会の私は自殺行為にあたるというふうに考えますので、反対をいたします。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私は賛成の立場で発言いたします。いろいろ、その地区地区で今、町会議員の選挙の後援会活動も真っただ中であると思いますが、この住民の半数近くがおる仁科地区においては、議員が1人少なくて今までやってきたんだから、10人でやったらどうかという意見がよく聞かれました。それで私も議長経験者ですので、議員定数を減らすということには非常にたいへんな思いがあったわけですが、ただやはりここに来て、議員のなり手がいないというようなことと、それからやはり1番議員さんの言うように、非常に経済が今コロナ禍において低迷している中、議員さんは何をやっているのというような声も聞いたこともあります。そういう声に対して、いや議員さんも一生懸命やっていますよというようなことで私も言っておりますが、増山議員のように理想論で女性の方をとか、給料を上げれとか、30数年もやってきたベテランの議員でさえ、そういうできないことを口にする。全くもって非常に悲しいことであります。

この発議1号が唐突に出されたということではありますが、そのへんは私も反省しているところではありますが、議員同士で話されていないということなんですが、我々の仲間の議員同士ではいろいろと集まって討議しております。そういうことで、民意を汲み取るというような形で今回は10名ということで賛成いたします。

しかしながら、10名以下にはしたくないなという気持ちも基本的にはあります。そういうところでこの発議第1号に対して、町民と一緒にあって、次の選挙でやっていくために賛成討論といたします。

○議長（山本智之君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 行政のやることは、すべて正しいとする性善説に陥らないためには、チェック機関としての議会の存在意義が問われるところです。行政の単なる追認機関とならないためには、議決案件をいろいろな角度から見て多面的な意見により検討が加えられることが必要であり、それは住民の利益に繋がります。そのためには1人でも多くの意見が必要です。

町村議会において経費節減やなり手不足に伴う再選挙の懸念などを理由に、定数削減を、議員報酬を増やす動きがあり、立候補者の増に結びついた事例もありますが、一方で定数削減は、1、議員の負担増。2、住民が議員の活動を身近に感じられなくなる。3、当選ラインが上昇し、新人の参入が難しくなり、議会に挑戦しようとする人の気持ちを削ぐことになり、議員のなり手不足に拍車を掛けることとなります。

2019年3月に公表された全国町村議会議長会の有識者検討会、町村議会会議委員の議員報酬等の在り方検討委員会の最終報告によりますと、平均議員数が減少しているにもかかわらず、無投票当選者の割合は高まっており、定数削減によって、なり手不足が解消するわけではないという傾向が読み取られるとしています。

また、議会の構成においても、ある程度の定数を確保しなければ多様な住民の声を吸い上げることや、委員会として十分な議論がされず活発な運営が困難になるということが懸念されることが指摘されています。スケールメリットの規模の利益の観点から考えれば、現実10人ですが、正規定数として議会でより多くの議員が一般質問される状態、各委員会活動において負担にならず活発な運営状態を作り出すことは、町をより良くし住民の利益に繋がります。

定数現状のままとすることは当然のことです。一時期マスコミの中には、市町村の議員定数を国会議員の人口割合の定数問題と同列に考えているのか。市町村の議員定数は人口割合でいくと多すぎるとの記事が散見され、住民の方に中には、これに同調する方もいましたが、しかしながら、2011年地方自治法の改正により市町村議会の議員定数の枠は撤廃されて人口割合を考慮する必要はなくなりました。各市町村自身がそれぞれの事情を勘案して、条例で自由に決めることになりました。

決ることについては、各自治体で議会の在り方、役割について議論、確認して決めて、そ

の定数については、住民に説明をしていく必要がありますが、議員定数は人口割を考慮する必要は全くありません。

現在日本で1番人口が少ない自治体は、東京都青ヶ島村です。人口は170人で議員定数は6人です。議員一人に対して住民は28人です。その他、300人程度の人口の所は何ヵ所がありますが、議員定数は6人から7人であって、スケールメリットの観点から、人口割合で定数を考えるのはいかなものでしょうか。

以上のことを勘案して、定数は11人の現状維持がいいと考えて、議員定数削減には反対します。

以上です。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 今までの討論を伺いまして、やはり定数削減には賛否いろいろあるなと再認識をいたしました。しかし今の町の状況、全体の状況を鑑みますと、やはり今まで話のありました議員のなり手が少ない。このままいくと無投票になる。欠員が出る。そのような状況にもなりかねない。そのような状況下で当選された、無投票当選された方がどれだけの意欲をもって議会活動ができるか、甚だ心配をします。やはり定数が少なくても、やる意識を持った、気持ちを持った方が参集し、少数精鋭であっても当局のチェック機能は果たせる。そのような議会活動を私は望んでおります。ただ単に定数があれば町のチェックができるんじゃないかと、やはり優れた人材が厳しい選挙間を勝ち抜いて、そしてこの議場でもって当局のチェックをする。そのような体制も必要であると今通説に感じておりますので、この議案に対して賛成をいたします。

○議長（山本智之君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ないですか。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

発議第1号 西伊豆町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（山本智之君） 日程第9、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（山本智之君）

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（山本智之君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営副委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（山本智之君）

お諮りします。

議会運営副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いた

しました。

---

◎閉会宣告

○議長（山本智之君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、令和3年第1回西伊豆町議会定例会を閉会いたします。

皆さま、ご苦労さまでした。

閉会 午前 11時12分